

第3号議案

令和6年度事業計画（案）

令和6年度岡山県社会保険労務士会事業計画（指針）

成長と分配の好循環による「新しい資本主義」の実現を政府は目指しています。そのためには人への投資を強化する必要があり、労働者の賃上げ支援、個人の主体的なキャリア形成の促進、安心して挑戦できる労働市場の創造、多様な働き方の選択を支える環境整備等に取り組むことが重要と提唱しています。その状況下において社会保険労務士は専門的知見を発揮し、労使双方の立場を理解した時代のニーズに的確に対応していくことが今以上に求められています。岡山県社会保険労務士会は、社会保険労務士の専門能力涵養のためより一層具体的に取り組みたいと思います。

また、岡山県社会保険労務士会は、全国社会保険労務士会連合会、中国・四国地域協議会及び社会保険労務士政治連盟と連携を図り、時代の変化に的確に応えられるよう積極的な事業展開と、法律専門職としての社会保険労務士の社会的地位の向上とさらなる職域拡充に努めることとします。

以上を踏まえ、岡山県社会保険労務士会は、以下の事業を実施します。

【連合会の方針に基づく事業】

- I. 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業
 - ①デジタル化推進支援に関する事業協力
「情報セキュリティ対策ロードマップ 2024-2025」・会員マイページ構築の支援
 - ②国際基準を踏まえた人権尊重への取組みの推進に関する事業協力
 - ③社労士による労務監査業務の推進に関する事業協力

- II. 事業環境の変化に適合できる専門能力の向上に関する事業
 - ①社労士の品位保持に関する事業協力
 - ②研修に関する事業
 - ③地域協議会・連合会主催研修への参加推進

- III. 業務侵害行為の防止に関する事業

- IV. 社労士の専門能力を生かした社労士の社会的使命の実現と社会貢献に関する事業
 - ①「街角の年金相談センター岡山」の運営支援
 - ②「ADRセンター岡山」の運営
 - ③学校出前授業の実施
 - ④「働き方改革」への支援

- ⑤労働条件審査の実施とさらなる普及促進
- ⑥「社労士成年後見センター岡山」への支援
- ⑦治療と職業生活の両立支援
- ⑧災害対応に関する事業

V. 行政機関等との連携に関する事業

- ①労働局・年金機構・協会けんぽとの定期的打合せ

VI. 広報に関する事業

- ①対外的な広報事業
- ②会員に向けた広報事業
「社労士岡山」およびHPによる会員への情報発信
- ③関係団体・報道機関との連携による広報事業

【岡山県社会保険労務士会としての事業】

- I. 全員参加による組織活性化
- II. 会員の親睦と団結の強化
- III. 電子化推進
 - ①デジタルガバメントの対応
 - ②各種情報のセキュリティ強化
 - ③社会保険労務士に役立つソフト及びシステム等の普及推進
- IV. 会議・事業・事務局業務の効率化
- V. 組織・職務の役割分担の明確化
- VI. より効果的な広報の検討と実施
- VII. 各事業および各委託事業における後進の育成
- VIII. 各種規程の合理性検証と整合性チェック
- IX. 会員と事務局との関係強化と効率化の実施
- X. 制度発展のため岡山県社会保険労務士政治連盟との連携強化
- XI. 行政機関および他士業との情報交流および連携強化
- XII. 全国社会保険労務士会連合会及び中国・四国地域協議会との連携強化
- VIII. 九州・沖縄地域協議会と中国・四国地域協議会との連携に対する支援

II. 各部の重点事業と対策

執行機関	重点事業	具体的対策
総務部	1. 県会事業運営	<p>理事会・総会運営 新型コロナウイルス感染対策のため理事会を公共施設で開催していたが、県会会議室へ戻しての開催とする。 総会は平常どおりの開催とし、来場者数が増えるような企画を行う。</p> <hr/> <p>中国・四国地域協議会協力 10月4日(金)に中国・四国地域協議会フォーラムをANAクラウンプラザホテル岡山で開催。著名な講師による記念講演を企画。翌日はエクスカージョン及びゴルフコンペを行う。</p>
	2. 規程の見直し	<p>規程見直しの事案が生じたごとに対応していく。各規定における漢字や文言の使用については、内閣法制局により定められた表記に習い、今後改定がある都度、修正を施していく。 書式についても各規程でばらつきがあり、統一化を進めていく。</p>
	3. 財 務	<p>予算の執行状況や財務状況を適宜確認し、必要に応じて関係部門に連絡し、改善を促す。</p>
	4. 会 報	<p>会員に対して効果的な情報発信ができるよう、引き続き各部からの活用を促進する。</p>
	5. 会員交流	<p>会員間の交流と親睦を深めるため次の事業を行う。 ・山口県会で開催される中国・四国地域協議会のソフトボール大会への参加(4月13日(土)) ・交流会の検討</p>
研修部	1. 一般会員研修の充実	<p>社労士としての専門性を高めるために、多様な働き方への取り組みや法改正等の情報収集、複雑化する業務知識の習得等に関する研修を行う。 また、社労士業務の効率化の推進を図り、顧客ニーズに柔軟な対応ができるよう研修を行う。 専門実務研修については、中四協の他県会も参加可能な形での実施を検討する。 安全管理研修については、これまで同様に実施する。</p>
	2. 新規入会会員研修	<p>一般会員向け研修とは別に、労働保険及び社会保険の基礎的な実務研修を引き続き実施する。また、開業会員向けの事務所運営に関する研修もさらに充実させて行う。 新規会員研修では、県会事業に関心を持ってもらえるよう工夫するとともに、新規会員やその他会員との交流も深まるような魅力ある研修を行う。</p>
	3. 自主研究会の活性化	<p>研究会活動の紹介記事や発表会の場を設け、各研究会の活性化につながるよう引き続き支援を行う。</p>
	4. 必須研修	<p>倫理研修を実施する。</p>

執行機関	重点事業	具体的対策
事業部	1. 行政協力業務の推進	<p>今年度も年金事務所における年金相談窓口の委託契約に基づき、年金事務所と意志疎通を図りながら業務を実施していく。</p> <p>年金事務所の相談窓口担当者に対して、年間3回以上の継続研修を実施する。今後も社労士会連合会の研修資料等も利用して、相談員としてより実践的な研修を行い、担当者の更なる能力の向上を図っていく。更に年金事務センター・各年金事務所の組織変更に対応できるよう窓口担当に入って貰う新人社労士の要員の養成を適宜実施する。</p> <p>また出張相談についても、今年度も各年金事務所との連携をとりながら実施していく。</p>
	2. 年金・労働相談所業務の運営	<p>今年度の相談員体制は、年金相談員14名、労働相談員22名である。</p> <p>年金相談は、県会年金相談所にて月1回、岡山・倉敷両市役所にて月1回（第4水・木曜日）開催する。また相談員の研修については、実践研修を中心に、事例研究、マナースタンダード、法律改正などの必須研修を実施する。</p> <p>労働相談は、県会にて毎週金曜日に開催し、岡山・倉敷両市役所にて月1回（第4水・木曜日）、ゆうあいセンター岡山で月1回（第3日曜日）開催する。また、岡山商工会議所においても月1回（第3木曜日）に予約があった時のみ企業向けの労務相談を実施する。</p> <p>ADRセンター岡山と更に連携しながら、実践的な研修を行う。</p> <p>県会HP掲載といった各種広報活動を通して利用を呼びかける。</p> <p>なお、今年度より県会での年金・労働相談は、事前予約の有無に関わらず実施する。事前予約がない相談者に対しても対面・電話での相談を行う。</p>
	3. 学校出前授業の実施	<p>今年度は、講師13人体制を目標に出前講座チームを運営していく。</p> <p>中学校からの依頼が多いのが本県会の特徴となっているが、さらに高校、専門学校への出前授業を実施すべく、広報活動を展開していく。</p> <p>講師の適性を活かしながら、魅力ある授業が行えるように、講師間の情報交換やプレゼンテーション、授業内容の検討を行いながら、更なるレベルアップを図っていく。</p> <p>これから社会に出て行く若者とそれを支援する教師に、正しい労働社会保険関係の知識を身に付けてもらうことで、早期離職の予防につなげる。そのために出前授業を活用していただけるよう努力する。</p>
	4. 仕事と治療の両立支援	<p>岡山大学病院と岡山医療センターでの月2回出張相談を医療機関のスタッフを交え、更に充実させていく。社労士会でも今年度から月1回の定期的な無料相談会が始まるので、事業主または患者さんや家族の方に寄り添って相談を受けていきたい。</p> <p>また、県下の13のがん診療連携拠点病院と、岡山労働局主導の「岡山県地域両立支援推進チーム」のメンバーとも連携をしながら、広報活動に努めていく。今年度は、岡山県保健医療部医療推進課ともこれまで以上に連携しながらセミナー講師の派遣にも力を入れて取り組んでいきたい。また引き続き医療機関での市民講座の講師等の依頼にも対応していく。</p> <p>相談員の研修は例年通り2回実施の予定である。</p>
	5. 労働条件審査・企業主導型保育施設への労務監査	<p>倉敷市指定管理者の労働条件の審査において、新規の調査担当社労士の養成、既に調査担当社労士として審査を行っている者に対する更なる能力向上を目指し、調査担当社労士向けの研修会を行っていくつもりである。</p> <p>また、他の市町村等に対しても同様の労働条件審査の必要性を訴えていくつもりである。</p> <p>企業主導型保育施設への労務監査は連合会の方針により、前年度は当県では実施されなかったが、今年度実施になるようであれば必要な能力研修を行い、労務監査に備える予定である。</p>

執行機関	重点事業	具体的対策
広報部	1. 継続した広報活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会保険労務士制度を効果的に県民に周知するため、社会保険労務士会の取り組みを紹介する各種ポスター、チラシ等を活用して多方面へ広報活動を継続して行う。 2. 会員の協賛を得て山陽新聞へ広告を掲載し、社会保険労務士の活用促進及び社会保険労務士会の活動やイベント案内を行い、社会保険労務士の社会的地位の向上を図る。 3. 連合会からの情報も参考にしながら、社会保険労務士制度、社会保険労務士業務及び各種イベントのPRを行い、社会保険労務士の認知度アップを図る。
	2. 社労士業務PR事業の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1. 岡山県商工会議所連合会との共催により「中小企業支援セミナー」を開催し、多くの一般企業の動員を図り、社会保険労務士の認知度アップと社会保険労務士業務のPRを行う。 2. 無料年金相談会・労務相談会を開催し、社会貢献を通じて社会保険労務士認知度アップのPRを行う。 3. 日本政策金融公庫・TKC中国会・岡山商工会議所・岡山県商工会連合会と企業向けセミナーを共催して講師を派遣し、企業への有益情報提供と社会保険労務士業務のPRを行う。
	3. 他士業等との連携強化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当番会として自由業団体連絡協議会の運営を行い、さらに交流と相互理解を深め、社会保険労務士業務のPRと社会の複合的ニーズに応えるべく士業間の連携強化を図る。 2. 弁護士会との合同勉強会と連携強化により、資質の向上を図る。 3. 一般社団法人岡山県損害保険代理業協会と連携し、社労士診断認証制度の普及を図る。
	4. 県会ホームページの運用管理	<p>県会ホームページのより効果的な活用を目指すため、必要に応じて改善を図る。</p>
統括プロジェクト	1. 各プロジェクトチームの統括	<p>理事会及び会長特命により成立したプロジェクトチームを統括し、会との連絡調整及びフォローを行う。</p>
	2. 各種入札事業への参加	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会保険労務士が行うことに、意義のある事業へ積極的に参加する。(厚生労働省、国土交通省、岡山県等) 2. 受託できた場合はチーム編成を行う。